

消費税増税とキャッシュレス決済で複雑になる消費税事務

仕入れ税額控除のための書類の保存 ポイント利用の明細

消費税の仕入れ税額控除を受けるためには、

- ① 帳簿に必要な事項を記入し、
- ② 商品の購入先や役務の提供をした業者などからの請求書等の書類保存

が法定要件です。これは大原則です。

クレジットカード利用の場合、クレジットカード会社の利用明細は、帳簿作成の参考にはなっても②の請求書等にはなりません。

あくまでも商品購入先や役務の提供者から発行された書類が必要です。飲食店などでは、利用明細しかもらえない場合があります。この場合、クレジットカード上票などの書類に利用明細の必須事項の内容が記載されている場合はOKです。これらの書類がない場合、仕入れ税額控除を適用できず、追徴課税される場合

があります。

最近増加しているPayPayやLine Payなどのキャッシュレス決済も同様です。利用明細を発行せず、スマホで確認していただきたいとする業者もいますが、事業の経費とする場合は、必ず下記条件を満たした利用明細を受け取ってください。

増税が実施されれば10月から9か月間、利用上限のない、ポイント付与制度が実施され、実質増税分の負担が避けられる消費税増税対策予算が実施されます。

このポイント付与の内容を確認するため、利用明細の保存も必要です。ポイント還元は値引きではありません。ポイントを利用した時点で雑収入（不課税）となります。また、決済金額から差し引くポイントの場合はポイント付与時点で雑収入（不課税）になります。

今までもマイルなどのポイント制度がありました。基本はこれと同じです。今後はこれらにも目を向けられるかもしれないので注意が必要です。

利用明細の必須事項

- ① 発行者の氏名・名称
- ② 取引の年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 取引の金額
- ⑤ 書類を受けとる者の氏名・名称

# 指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

- 税理士 足田 英司
- 税理士 中 富 強
- 税理士 藤本 正行
- 税理士 風間 慎一

## COOLBIZ

### 8月の税務・労務

6月決算法人の確定申告	
12月決算法人の中間申告	8月の
9, 12, 3月決算法人の消費税	決算応答日
中間申告(年税額 400万円超)	
源泉所得税、特別徴収税額	8月13日(火)
7月分納期限	
社会保険料・子ども子育て	9月2日(月)
拠出金(7月分)納付期限	

### 8月の行事・業務案内

- 1(木) 八朔
- 6(火) 広島平和記念日
- 8(木) 立秋
- 9(金) 長崎原爆の日
- 11(日) 山の日
- 12(月) 振替休日
- 14(水) 事務所休業日~16(金)
- 15(木) 終戦記念日
- 23(金) 処暑

### 夏季休業のご案内

8月14日(水)~16日(金)

はお盆休みで休業します。ご多忙のところ恐れ入りますが、よろしくお願ひします。

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-1 7 第5松葉ビル3階 072(805)5252 FAX072(805)5253

info@kskj.jp チャットワークID: hikita

#### 今号の紙面

- キャッシュレス決済による経理上の問題点
- マイナンバー制度が大きく変わる兆しが・・・
- 税務調査が本格化します
- 増税が実施された場合、当事務所のご請求額(口座引落額)も増税の影響を受けます。

Q&A 税務調査を受けた場合、書類はどこまで見せるのですか？

https://kskj.jp

LINEID



LINE WORKS

クールビズ実施中です。ノーネクタイ、軽装でご対応しております。ご理解・ご協力をお願いします

令和元年6月4日閣議決定

# マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針

## 令和4年マイナンバーカードをみんなが持つ?

政府は令和4年に、ほぼすべての国民がマイナンバーカードを所持するための方針を閣議決定しました。

令和2年度から実施する消費税増税対策のための自治体ポイント制度は、マイナンバーカードの利用が前提となります。利用者を対象にカード発行を拡大させます。

令和3年3月には、マイナンバーカードの健康保険証利用にむけて本格的に運用を開始します。令和4年中に概ねすべての医療機関でマイナンバーカードの利用に対応できるように医療情報化支援基金も活用して整備されます。

**医療情報化支援基金とは**  
2019年5月15日に成立した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、マイナンバーを活用する医療機関の環境整備の目的で300億円の予算が設けられました。



### マイナンバーカードの健康保険証利用

- ① 顔写真入り身分証明書であるマイナンバーカードを活用して本人確認及び保険資格確認を行う。
- ② 転職しても保険証の交換が必要なくなる。
- ③ 令和3年3月から特定検診の情報閲覧ができるようにする。
- ④ 同年10月からお薬手帳としての代用を開始、マイナポータルで薬剤情報、医療費情報の閲覧を開始する。後発薬の利用を促進する。
- ⑤ 令和4年1月から確定申告手続きで、マイナポータルを活用した医療費情報を取得して医療費控除を適用できる。

医療機関側でマイナンバーカードの読み取り端末、システムの早期整備を行うため、医療費情報化支援基金も活用して、令和4年中に全医療機関で設備が整備されるよう支援されます。

### 自治体ポイントとは来々4月開始をめざす

消費税の増税対策のための自治体ポイント制度はマイナンバーカードの利用が前提となります。早期にマイナンバーカードを取得してポイント申し込みをすればプレミアム率を増加するなど、マイナンバーカードを早期に保有する方のインセンティブが高くなるシステムを検討するとされています。



## マイナンバーカードの保有拡大に進むことでどう変わる？

### 個人情報とマイナンバーは既に連動

政府はマイナンバーカードを全国民が保有するための施策を本格的に進めはじめました。

従来、行政機関はマイナンバーを行政情報と連動させることに注力していました。しかし、その作業もほぼ完了しており、行政機関内部の個人情報、すでにマイナンバーとの紐づけ作業を終わっていると伝えられています。

今後は、国民に行政手続きをする際にマイナンバーカードを提示する習慣を身に着けさせ、さらに民間での活用も視野に入れた利用拡大を目指しています。マイナンバーカードの取得が義務化されたかのような印象をもちますが、義務化はできません。

### マイナンバーカードの取得は義務化できない

日本国憲法が定める国民の義務は、納税・教育・労働です。マイナンバーカードの保有を義務化させることはできません。現在でもマイナンバーカードの取得は申請手続きを経なければ持てない（持たせられない）ため、マイナンバーカードを持たざるを得ない仕組みを作るのが今回の施策です。

### 情報端末の管理が重要な課題

この政策により医療機関は個人情報を得るため政府のデータベースと連結する仕組みを作ることになります。マイナンバーは扱わずとも、マイナンバーを通じて得られる情報に接続するシステムを持つことになる点が大きな変化です。

今後は情報管理が大きな課題となると考えられます。

### マイナンバーカードの取得促進のための施策

保険証をめぐる環境整備

- ① 令和元年度中に国家公務員及び地方公務員等はマイナンバーカードを一斉取得させる。
- ② 企業においても社員証としての利用を促進し、労働安全衛生法による健康管理などに活用できるように、令和2年11月頃に従業員の社会保険・税の手続きのワンストップ化を推進する。
- ③ 令和4年に「ほとんどの住民」がマイナンバーカードを保有することを指定して、自治体の「関係人員」増員への対応、手続きの簡素化にむけて財政支援を行う。

## マイナンバーカードの取得機会の拡大策

- ① 新生児の出生届（住民票作成時）にマイナンバーカードの取得促進をはかる。
- ② 市町村窓口の平日夜間、休日の窓口開庁などを実施して申請機会を拡大する。
- ③ ハローワークは雇用保険受給者に対して取得を奨励するため、窓口を設置する。
- ④ 税務署は確定申告期間中に申請窓口を設ける。また、法人会、青色申告会に対して出張申請サービスを実施する。

- ⑤ 運転免許センターでは、免許証の写真撮影の機会にマイナンバーカードの取得を勧める。
- ⑥ 病院や介護施設等に出張申請サービスを実施する。
- ⑦ 学校等では、社会化等の授業の際にマイナ

- ⑧ 郵便局の窓口で出張申請サービスを行う。
- ⑨ 出入国在留管理局及び在外公館においてマイナンバーカード申請事務を行う。
- ⑩ 1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関等に対してもマイナンバーカード取得の支援を行わせる。

ンバー制度の授業を行う。

入学式や卒業式、運動会などの機会に出張申請サービスを行う。



# 運転中の「ながらスマホ」を厳罰化

自動車運転中にスマートフォンなどを使用していた場合の罰則が強化されます。運転中にスマホを持っているだけで即免停となります。

## ■携帯電話使用等に関する違反点数・反則金の引上げ案——2019年12月1日に施行予定

	改正前	改正後
携帯電話使用等により交通の危険を生じた場合	違反点数 <b>2点</b> (酒気帯び点数14点) 反則金 大型 1万2千円 普通 9千円 二輪 7千円 小特等 6千円	違反点数 <b>6点</b> (即免許停止) (酒気帯び点数16点—取消)  非反則行為となり、全て罰則を摘要
携帯電話の使用等(保持)	違反点数 <b>1点</b> (酒気帯び点数14点) 反則金 大型 7千円 普通 6千円 二輪 6千円 小特等 5千円	違反点数 <b>3点</b> (酒気帯び点数15点—取消) 反則金 大型 2万5千円 普通 1万8千円 二輪 1万5千円 小特等 1万2千円

※「酒気帯び点数」とは呼気中7%~M濃度0.15mg/リットル以上0.25mg/リットル未満の酒気を帯びていた場合の携帯電話使用等違反の点数です

## ■携帯電話使用等に関する罰則の強化——2019年12月1日に施行予定

(道路交通法第71条第5号の5の規定に違反した場合の罰則)

	改正前	改正後
携帯電話使用等により交通の危険を生じた場合	3月以下の懲役または5万円以下の罰金	<b>1年以下の懲役または30万円以下の罰金</b>
携帯電話の使用等(保持)	5万円以下の罰金	<b>6月以下の懲役または10万円以下の罰金</b>



## 税務調査の時期となりました

税務署の人事異動(7月)を迎え、税務調査が本格化する時期になりました。すでに6月中から人事異動後の調査日程を組み入れるところもあり、調査の開始が早くなっています。

実質的には8月下旬から11月までが税務調査のピークとなります。常日頃から書類の整理などに心がけてください。

また、事前予告なく調査に来た場合は速やかに税理士に連絡していただき、税理士と連絡取れるまで調査の開始はしないように伝えてください。

## 消費税増税による顧問料の引き落としについての「案内」

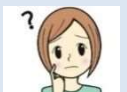
消費税の増税が10月に行われた場合、10月分顧問料から新税率(10%)が適用されます。

この場合、翌月請求の場合は11月引落分から、当月引落の場合は10月引落分から適用されます。

引落時期については担当者に必ずご確認ください。

## Q&A コーナー

### 税務調査はどこまで応じないといけないの？



税務調査で書類を見せてくださいと言われれば、どこまで見せないといけないのですか？事業に関係のない書類まで見せると言われています。

### 調査権限は法律で制限されています

税務職員は、法律で質問検査権が付与されており、納税者は受忍義務が課されています。あわせて、調査できる範囲も定められています。

まず、犯罪捜査のために認められたものではないこと。あくまでも申告の適性を確認するものであり、脱税行為の有無を確認する権限はありません。

さらに、調査できる範囲は「調査について必要があるとき」と定めています。これについては最高裁判決(昭48・7・10)で示されており、調査の目的、調査すべき事項、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態など諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断された場合に認められます。

一般的に法律で保管が義務付けられている帳簿や契約書、請求書、領収書などの基礎資料は見せなくてははいけません。

しかし、これらと関係のない書類は見せる必要はありません。個人的なかばんを強引に開けさせる、事業所と異なるプライベートな場所に同意なく侵入、同意なく事務所内の写真を撮るなどの行為は違法と判断されることもあります。

このようなことがないよう国税庁長官は、税務調査は納税者の理解と協力の下で行うものと通達されています。